

五戸町地域密着型介護老人福祉施設優先入所指針

第1 目的

この指針は青森県介護老人福祉施設入所指針（以下「県指針」という。）に基づき、五戸町地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の優先入所に関する基準を明確化することにより、入所決定過程の公平性・透明性を確保するとともに、在宅生活の困難度の基準を定めることにより、介護保険法の在宅重視の理念と利用者の状態に応じた施設・居住系サービスの利用等を具現化することを目的とする。

第2 入所対象者

入所対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護3以上の要介護者
- (2) 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な入所（以下「特例入所」という。）が認められる要介護1又は2の者

第3 入所の申込み

(1) 申込み方法

入所の申込みは、入所希望者又は家族等が（以下「申込者」という。）が施設入所申込書兼調査書（様式第1号）に県指針別表の入所申込者評価基準に係る意見書等を添付して、五戸町（以下「町」という。）を經由して申し込むものとする。ただし、介護保険法に規定する介護支援専門員及び居宅介護支援事業者並びに地域包括支援センターは、申込者の委任を受け、申込みを代行することができる。

(2) 申込状況変化の届出

申込者は、申込時における申込者の状況（要介護度、認定の有効期間、他施設入所等）や介護者の状況が変化した場合は、改めて(1)による申込みをする。

(3) 受付簿の管理

町は、申込書類を受理した場合は、町の受付簿にその内容を記載して管理し、申込書類の写しを月ごとに申込者が希望する施設へ送付する。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録し、月ごとに申込者が希望する施設へ連絡する。

施設は、町を通じて申込書類を受理した場合は、施設の受付簿にその内容を記載して管理する。また、町から辞退や削除等の事由が生じた旨の連絡が

あった場合は、その内容を記録する。

第4 特列入所にかかる取り扱いについて

- (1) 特列入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮すること。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にあること。
 - ② 知的障がい、精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にあること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯であること、同居家族が高齢又は病弱であること等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (2) 要介護1又は2の入所申込者の特列入所が認められる場合には、以下の取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である町との間で情報の共有等を行うこと。
 - ① 入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申し込みに当たって求めること。
 - ② 町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
 - ③ 下記第5の(4)により、入所検討委員会において入所判定を行う場合、必要に応じて改めて町に意見を求めることが望ましいものであること。

第5 入所検討委員会

(1) 入所検討委員会の設置

施設は、入所の決定の事項を処理するため、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

入所検討委員会は次の者をもって構成する。施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、その他。その他としては、施設関係者以外の者の参加を求めることが望ましい。

(3) 開催時期

入所検討委員会は、施設長が招集し、原則として3ヶ月に1回、その他必

要に応じて開催する。

(4) 入所の決定

入所検討委員会は、県指針別表の入所申込者評価基準により、申込者の要介護度・日常生活自立度、在宅サービスの利用率、介護者の状況等を総合的に判断し、入所の必要度合いを判定した入所判定名簿を作成するとともに、これに基づき入所の決定を行う。

施設長は、申込者が入所した場合は、入所者通知書(様式第2号)により、町に通知する。

(5) 保管提出

入所検討委員会は、審議の内容を記録し2年間保管する。また、この記録は県又は市町村から求められた場合、これを提出する。

第6 入所判定名簿の作成

(1) 作成方法

町は、当該申込者が提出した申込書類に基づき評価を実施し、当該申込者が入所を希望する施設に通知する。順位は、入所の必要性が高い者ほど上位とする。

施設は、町から通知があった者に対し県指針別表の入所申込者評価基準の合計点の高い者から登載する。

(2) 作成時期

入所判定名簿は、入所検討委員会の開催に併せてその都度作成する。

(3) 再評価の実施

施設長は、町を通じ申込者から申込状況変化の届出があった場合は、入所判定名簿を補正するために、直近の入所検討委員会において再評価する。

第7 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げる。

第8 特別な理由による入所

次に掲げる場合においては、入所検討委員会の決定によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

(1) 災害や事件・事故等により入所検討委員会を招集することができない場合

(2) 老人福祉法に定める措置委託による場合

(3) 入所希望者や介護者の心身の状況が悪化するなど早急に施設入所を必要

とすると判断された場合

- (4) 入所者が長期入院（概ね3ヶ月以上）により退所し、退院後において在宅生活が困難と判断された場合

第9 適正運営

- (1) 施設は、この指針に沿って、入所に関する規定等を定め、適正に入所決定を実施する。
- (2) 施設は、入所に関する規定等を開示するとともに、入所希望者又はその家族に対してその内容等を説明する。
- (3) 町は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

第10 受付簿からの削除について

次の各号いずれかに該当した場合は、受付簿から削除するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 入所申込みを辞退する申し出があった場合
- (3) 他の特別養護老人ホームに入所した場合
- (4) 入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退し、かつ、再度辞退した場合

附 則

この指針は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この指針は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、公布の日から施行する。